

(仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における自治の基本理念や市政運営のあり方等を定める(仮称)対馬市市民基本条例(以下「条例」という。)について必要な調査、研究及び検討を行うため、(仮称)対馬市市民基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、条例に関する事項について調査、研究及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表
- (3) 公募委員
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討結果を市長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者を充てるものとし、副委員長は委員長の指名によるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の会議の議長となる。ただし、初回の会議については市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(ワーキング部会)

第7条 委員会は、条例案の作成に必要な調査、研究及び検討を効率的に行うため、必要に応じてワーキング部会を置くことができる。

2 ワーキング部会の部会長及び部会員は、市職員の中から市長が任命する。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は公開で行うものとする。ただし、委員会において会議を公開することが適切でないと判断するときは、非公開にすることができる。

(費用弁償及び報酬)

第9条 委員の費用弁償及び報酬は、対馬市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年対馬市条例第42号）に準じ、支給する。

(庶務)

第10条 委員会及びワーキング部会の事務局は、地域再生推進本部において行う。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会及びワーキング部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年6月23日から施行する。

(仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会委員名簿 (案)

平成22年 月 日現在

区分	番号	所属・役職	氏名	備考
学識経験者	1	九州大学大学院 統合新領域学府 ユーザー感性学専攻 特任准教授	加留部 貴行	委員長
市民代表	2	長崎県男女共同参画推進員	豊田 涼子	
	3	巖原町地域婦人連絡会会長	吉見 優子	
	4	対馬市青少年健全育成連絡協議会会長	春田 新一	
	5	対馬市青年団事務局長	扇 裕二	
	6	対馬市社会福祉協議会事務局長	中島 秀隆	
	7	対馬市商工会事務局長	築城 益一	
	8	美津島町樽ヶ浜区長	武宮 徹	
	9	峰町志多賀区長	山根 延生	
	10	対馬市民ボランティア連絡協議会代表	寺崎 俊治	
	11	NPO法人 対馬郷宿 会員	牛島 和美	
	12	NPO法人 ツシマヤマネコを守る会会長	山村 辰美	
	13	NPO法人 対馬の花で島おこし理事長	國分 禎二	
	公募委員	14		
15				募集中
16				募集中
17				募集中
18				募集中
市職員	19	政策補佐官	松原 敬行	
	20	総務部長	平山 秀樹	

(順不同、敬称省略)